

第3回座間味村議会臨時会

第1日目

9月28日

平成29年第3回座間味村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成29年9月28日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成29年9月28日 午後1時30分 議長宣言		
	閉 会	平成29年9月28日 午後1時47分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	宮 平 清 志	6 番	中 村 秀 克
	2 番	宮 平 讓 治	7 番	中 村 勇
	3 番		8 番	宮 里 祐 司
	5 番	垣 花 太 郎		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	3 番	宮 平 喜 文		
会 議 録 署 名 議 員	5 番	垣 花 太 郎	6 番	中 村 秀 克
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 茂	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲		
	副 村 長	宮 平 真由美		
	総務・福祉課長	垣 花 健		
	産業振興課長	中 村 悟		
	会 計 課 長	宮 平 壮一郎		

平成29年第3回座間味村議会臨時会議事日程（第1号）

（平成29年9月28日午後1時30分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		提出議案の説明（同意第1号～同意第5号まで）
4	同 意 第 1 号	座間味村農業委員会委員の任命について
5	同 意 第 2 号	座間味村農業委員会委員の任命について
6	同 意 第 3 号	座間味村農業委員会委員の任命について
7	同 意 第 4 号	座間味村農業委員会委員の任命について
8	同 意 第 5 号	座間味村農業委員会委員の任命について
9		提出議案の説明（議案第45号）
10	議 案 第 4 5 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○ 議長（宮里祐司）

ただいまから平成29年第3回座間味村議会臨時会を開会します。

開 会（午後1時30分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番 垣花太郎議員及び6番 中村秀克議員を指名します。

日程第2．会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3．同意第1号から同意第5号 座間味村農業委員会委員の任命について、提出者の説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

では、きょうも一日よろしくお願ひいたします。それでは同意第1号から第5号まで説明をさせていただきます。

同意第1号

座間味村農業委員会委員の任命について

下記の者を座間味村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 座間味村字阿嘉130番地
氏 名 金城 勝英
生年月日 昭和12年8月6日（満80歳）

平成29年9月28日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに任命する必要がある、農業委員会等に関する法律（昭和26年3月31日法律第88号）により議会の同意を得る必要がある。

以下、2号から5号まで提案理由は一緒でございますので、2号以下につきましては、提案理由は読まずに説明をさせていただきたいと思ひます。

同意第2号

座間味村農業委員会委員の任命について

下記の者を座間味村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 座間味村字座間味57番地
氏 名 宮平 譲治
生年月日 昭和47年12月15日(満44歳)

平成29年9月28日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに任命する必要があり、農業委員会等に関する法律(昭和26年3月31日法律第88号)により議会の同意を得る必要がある。

同意第3号

座間味村農業委員会委員の任命について

下記の者を座間味村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 座間味村字阿真23番地
氏 名 中村 正男
生年月日 昭和18年2月13日(満75歳)

平成29年9月28日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに任命する必要があり、農業委員会等に関する法律(昭和26年3月31日法律第88号)により議会の同意を得る必要がある。

同意第4号

座間味村農業委員会委員の任命について

下記の者を座間味村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 座間味村字阿嘉54番地
氏 名 金城 英雄
生年月日 昭和9年4月9日（満83歳）

平成29年9月28日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに任命する必要があり、農業委員会等に関する法律（昭和26年3月31日法律第88号）により議会の同意を得る必要がある。

同意第5号

座間味村農業委員会委員の任命について

下記の者を座間味村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 座間味村字慶留間134番地
氏 名 前田 正樹
生年月日 昭和49年5月18日（満43歳）

平成29年9月28日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに任命する必要があり、農業委員会等に関する法律（昭和26年3月31日法律第88号）により議会の同意を得る必要がある。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

これで提出者の説明を終わります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

日程第4．同意第1号 座間味村農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第1号 座間味村農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって同意第1号 座間味村農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

日程第5．同意第2号 座間味村農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第2号 座間味村農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって同意第2号 座間味村農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長(宮里祐司)

再開します。

日程第6. 同意第3号 座間味村農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「進行」と言う者あり)

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第3号 座間味村農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって同意第3号 座間味村農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第7. 同意第4号 座間味村農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「進行」と言う者あり)

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第4号 座間味村農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって同意第4号 座間味村農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第8. 同意第5号 座間味村農業委員会委員の任命についてを議題とします。
これから質疑を行います。

(「進行」と言う者あり)

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第5号 座間味村農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって同意第5号 座間味村農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第9. 議案第45号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提出議案の説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

同意案件ありがとうございました。

続きまして、議案第45号でございます。

議案第45号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年条例第25号)の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

平成29年9月28日提出

座間味村長 宮里 哲

(提案理由)

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)の改正により新たに農地利用最適化推進委員を任命することに伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

条例第11号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年座間味村条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1中に「39 農地利用最適化推進委員 月額28,000円」を追加する。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

次のページには、新旧対照表が入っておりますので、これで御確認をいただきたいと思います。先ほど同意案件でもお話させていただきました、農業委員会等に関する法律の改正によって、新たにそういった職を、村内に推進委員を任命することになっておりまして、これはその後の農業委員会の中で決まることとなりますが、そういった形で今回の条例を提案させていただいておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

以上で提出議案の説明を終わります。

日程第10. 議案第45号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第45号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

これで会議を閉じます。

これをもって平成29年第3回座間味村議会臨時会を閉会します。

閉 会（午後1時47分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 里 祐 司

署名議員 垣 花 太 郎

署名議員 中 村 秀 克